

第 31 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町中央公民館 視聴覚室

3 出席委員 農業委員（4人） 会長 3番 内藤 仁
会長職務代理者 2番 諸橋 清隆
委員 1番 岡田 美由紀
4番 丸山 百合江

農地利用最適化推進委員（5人） 田口 正明
加藤 和一
丸山 国夫
田口 貞夫
服部 隆

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治
事務局係長 田口 賢
事務補助 小林 永美子

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 31 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席で、総会は成立していますのでこのまま進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委

員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、1番 岡田委員、2番 諸橋委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議長 諸般の報告は特別ございません。

議長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 当該農地は長年借受人が耕作を行ってきたほ場ですが、この度第3条により所有権移転する運びとなり、その手続きに必要な解約処理となります。なお、第3条につきましても、次の議案第1号でお諮りします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。
農地法第3条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 報告第1号でお示ししたとおり、申請地は譲受人との利用権設定により長年耕作及び維持管理等がされてきた場所で、この度双方で話し合いを行い、譲受人が取得する運びとなりました。

譲受人は、地域の中心経営体として長年農業を営んでおります。農地法第3

条の許可要件について、申請書類及び聞取り等から全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われます。

議 長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

　　（意見、質問なし）

議 長 　　ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

　　（異議なし）の声

議 長 　　ご異議がないものと認め、議案第1号について許可します。

議 長 　　続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第2号について説明します。
　　農地法第4条の規定による許可申請について、2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 　　番号4について、申請人及び代理人からの聞き取りや始末書の内容によると、昭和54年8月20日に申請人によって農家住宅が建設されたとのことでした。その際、その周辺の当該申請地が農地であると知らずに駐車場や資材置場、通路等として利用を開始してしまったため、必要な許可を受けずに今に至りました。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

　　なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外かつ地域計画区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

　　番号5について、本件は申請人が住宅を建て替えするにあたり近隣で敷地を探した結果、他の所有地は土砂災害特別警戒区域等に指定されていることから、当該申請地のほかに代替地がなく申請に至ったものであります。

　　判断基準から見た当該地番は農用地区域外かつ地域計画外であり、また申請地は小木ノ城駅から300m以内に位置することから第3種農地であると判断されます。周辺農地とは道路により分断されているため転用による他の農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われます。

議 長 本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありましたら説明をお願いします。まず申請番号4はわたしの担当地区になります。

内藤会長 4月13日（月曜日）に現地確認をし、申請地は議事資料の写真のとおりになっておりました。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地につきましては、生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

議 長 続きまして、申請番号5の地区担当をお願いします。

岡田委員 4月14日（火曜日）に現地確認を実施し、申請地は議事資料の写真のとおりになっておりました。先ほどの事務局の説明のとおり、第3種農地と判断でき、また隣接道路から若干階段が上がったところであるため、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2 番 申請番号4番の案件について、資料を見る限り、住宅の周囲を申請地が囲んでいるように見受けられるが、当該住宅部分は過去に転用されたという理解でよいか。

事 務 局 いいえ、当該住宅部分についての転用記録は確認されませんでした。登記履歴を確認したところ、当初から雑種地であったようです。

2 番 申請地には住宅部分も一部含まれているのか。

事 務 局 いいえ、申請者から提出のあった土地利用計画図を見る限り、住宅部分にはかかっておらず、あくまでその他の構造物等にかかっている状況でした。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 2 号について許可します。

議 長 続きまして議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に関する意見について、事務局より説明願います。

事 務 局 それでは議案第 3 号について説明します。
本件は中間管理機構を通して新たに契約を締結するものです。町が促進計画案を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

2 番 申請番号 37 について、契約に至った経緯を伺いたい。

事 務 局 当該農地については、令和 7 年に前耕作者との契約が満了し、更新しない意向であったことから、後継の耕作者が決まっていない状況でした。そのため、事務局において、周辺農地で令和 8 年から耕作開始予定であった方へ、当該農地についても耕作可能か打診したところ、この度の契約に至ったものです。

議 長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 3 号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 3 号について承認します。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 では、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第 31 回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 8 年 4 月 27 日

議長 ⑩

議事録署名委員
1 番 ⑩

議事録署名委員
2 番 ⑩